

訪問型サービス(独自/定率)(国基準と同等) サービスコード表

(令和7年4月サービス提供分から)

【自己負担割合1割(給付率90%)】

○対象  
×対象外

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位	支給限度額 対象区分	
種類	項目						
A3	1001	訪問型サービス(国基準と同等) I	訪問型サービス費(独自)(I)	1176	1月につき	○	注1
A3	1003	訪問型サービス(国基準と同等) I・同一・1	1,176単位 ※1月の中で全部で4回以上 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1058		○	
A3	3032	訪問型サービス(国基準と同等) I・同一・2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%	1000		○	
A3	3081	訪問型サービス(国基準と同等) I・同一・3	正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く) ×88%	1035		○	
A3	1005	訪問型サービス(国基準と同等) II	訪問型サービス費(独自)(II)	2349		○	注2
A3	1007	訪問型サービス(国基準と同等) II・同一・1	2,349単位 ※1月の中で全部で8回以上 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2114		○	
A3	3033	訪問型サービス(国基準と同等) II・同一・2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%	1997		○	
A3	3082	訪問型サービス(国基準と同等) II・同一・3	正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く) ×88%	2067		○	
A3	1009	訪問型サービス(国基準と同等) III	訪問型サービス費(独自)(III)	3727		○	注3
A3	1011	訪問型サービス(国基準と同等) III・同一・1	3,727単位 ※1月の中で全部で12回以上 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	3354		○	
A3	3034	訪問型サービス(国基準と同等) III・同一・2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%	3168		○	
A3	3083	訪問型サービス(国基準と同等) III・同一・3	正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く) ×88%	3280		○	
A3	1013	訪問型サービス(国基準と同等) IV	訪問型サービス費(独自)(IV)	294	1回につき	○	注4
A3	1015	訪問型サービス(国基準と同等) IV・同一・1	294単位 ※1月の中で全部で3回まで 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	265		○	
A3	3035	訪問型サービス(国基準と同等) IV・同一・2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%	250		○	
A3	3084	訪問型サービス(国基準と同等) IV・同一・3	正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く) ×88%	259		○	
A3	1017	訪問型サービス(国基準と同等) V	訪問型サービス費(独自)(V)	294		○	注5
A3	1157	訪問型サービス(国基準と同等) V 8回目調整用単位	294単位 ※1月の中で全部で7回まで 複数事業所利用等の場合、8回目はこの請求コードで請求する。	291		○	
A3	1019	訪問型サービス(国基準と同等) V・同一・1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	265		○	
A3	3036	訪問型サービス(国基準と同等) V・同一・2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%	250		○	
A3	3085	訪問型サービス(国基準と同等) V・同一・3	正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く) ×88%	259		○	
A3	1021	訪問型サービス(国基準と同等) VI	訪問型サービス費(独自)(VI)	311		○	注6
A3	1194	訪問型サービス(国基準と同等) VI 12回目調整用単位	311単位 ※1月の中で全部で11回まで 複数事業所利用等の場合、12回目はこの請求コードで請求する。	306		○	
A3	1023	訪問型サービス(国基準と同等) VI・同一・1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	280		○	
A3	3037	訪問型サービス(国基準と同等) VI・同一・2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%	264		○	
A3	3086	訪問型サービス(国基準と同等) VI・同一・3	正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く) ×88%	274		○	

A3	1025	訪問型サービス(国基準と同等)初回加算	初回加算	200単位加算	200	1月につき	○	
A3	1158	訪問型サービス(国基準と同等)生活機能向上加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	100単位加算	100		○	
A3	1026	訪問型サービス(国基準と同等)生活機能向上加算Ⅱ		200単位加算	200		○	
A3	3038	訪問型サービス(国基準と同等)口腔連携強化加算	口腔連携強化加算	50単位加算	50		○	
A3	3146	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算1	介護職員等処遇改善加算Ⅰ		398	1月につき	×	注8
A3	3147	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算1			686		×	
A3	3148	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算1			1023		×	
A3	3149	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算2	介護職員等処遇改善加算Ⅱ		364		×	
A3	3150	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算2			627		×	
A3	3151	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算2			936		×	
A3	3152	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算3	介護職員等処遇改善加算Ⅲ		296		×	
A3	3153	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算3			509		×	
A3	3154	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算3			760		×	
A3	3155	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算4	介護職員等処遇改善加算Ⅳ		236		×	
A3	3156	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算4			406		×	
A3	3157	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算4			606		×	
A3	3123	訪問型サービス(国基準と同等)減算・1	各報酬の請求時において100分の1減算を行う場合		-1	1回につき	○	注9
A3	3124	訪問型サービス(国基準と同等)減算・2			-2		○	
A3	3125	訪問型サービス(国基準と同等)減算・3			-3		○	
A3	3126	訪問型サービス(国基準と同等)減算・4			-4		○	
A3	3127	訪問型サービス(国基準と同等)減算・5			-5		○	
A3	3128	訪問型サービス(国基準と同等)減算・6			-6		○	
A3	3129	訪問型サービス(国基準と同等)減算・7			-7		○	
A3	3130	訪問型サービス(国基準と同等)減算・8			-8		○	
A3	3131	訪問型サービス(国基準と同等)減算・9			-9		○	
A3	3132	訪問型サービス(国基準と同等)減算・10			-10		○	
A3	3133	訪問型サービス(国基準と同等)減算・12			-12		○	
A3	3134	訪問型サービス(国基準と同等)減算・23			-23		○	
A3	3135	訪問型サービス(国基準と同等)減算・37		-37		○		



A3	1225	訪問型サービス(国基準と同等)初回加算	初回加算	200単位加算	200	1月につき	○		
A3	1358	訪問型サービス(国基準と同等)生活機能向上加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	100単位加算	100	1月につき	○		
A3	1226	訪問型サービス(国基準と同等)生活機能向上加算Ⅱ		200単位加算	200		○		
A3	3238	訪問型サービス(国基準と同等)口腔連携強化加算	口腔連携強化加算	50単位加算	50		○		
A3	3346	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算Ⅰ	介護職員等処遇改善加算Ⅰ		398		×		注8
A3	3347	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算Ⅰ			686	×			
A3	3348	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算Ⅰ			1023	×			
A3	3349	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算Ⅱ	介護職員等処遇改善加算Ⅱ		364	×			
A3	3350	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算Ⅱ			627	×			
A3	3351	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算Ⅱ			936	×			
A3	3352	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算Ⅲ	介護職員等処遇改善加算Ⅲ		296	×			
A3	3353	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算Ⅲ			509	×			
A3	3354	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算Ⅲ			760	×			
A3	3355	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算Ⅳ	介護職員等処遇改善加算Ⅳ		236	×			
A3	3356	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算Ⅳ			406	×			
A3	3357	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算Ⅳ			606	×			
A3	3323	訪問型サービス(国基準と同等)減算・1	各報酬の請求時において100分の1減算を行う場合		-1	1回につき	○	注9	
A3	3324	訪問型サービス(国基準と同等)減算・2			-2	○			
A3	3325	訪問型サービス(国基準と同等)減算・3			-3	○			
A3	3326	訪問型サービス(国基準と同等)減算・4			-4	○			
A3	3327	訪問型サービス(国基準と同等)減算・5			-5	○			
A3	3328	訪問型サービス(国基準と同等)減算・6			-6	○			
A3	3329	訪問型サービス(国基準と同等)減算・7			-7	○			
A3	3330	訪問型サービス(国基準と同等)減算・8			-8	○			
A3	3331	訪問型サービス(国基準と同等)減算・9			-9	○			
A3	3332	訪問型サービス(国基準と同等)減算・10			-10	○			
A3	3333	訪問型サービス(国基準と同等)減算・12			-12	○			
A3	3334	訪問型サービス(国基準と同等)減算・23			-23	○			
A3	3335	訪問型サービス(国基準と同等)減算・37			-37	○			

【自己負担割合3割(給付率70%)】

○対象  
×対象外

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位	支給限度額 対象区分		
種類	項目							
A3	1401	訪問型サービス(国基準と同等) I	訪問型サービス費 (独自)(I)  1,176単位 ※1月の中で全部で4回以上		1月につき	○	注1	
A3	1403	訪問型サービス(国基準と同等) I・同一・1		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%				1176
A3	3432	訪問型サービス(国基準と同等) I・同一・2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%				1058
A3	3481	訪問型サービス(国基準と同等) I・同一・3		正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 (事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く) ×88%				1000
A3	1405	訪問型サービス(国基準と同等) II	訪問型サービス費 (独自)(II)  2,349単位 ※1月の中で全部で8回以上		1月につき	○	注2	
A3	1407	訪問型サービス(国基準と同等) II・同一・1		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%				2349
A3	3433	訪問型サービス(国基準と同等) II・同一・2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%				2114
A3	3482	訪問型サービス(国基準と同等) II・同一・3		正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 (事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く) ×88%				1997
A3	1409	訪問型サービス(国基準と同等) III	訪問型サービス費 (独自)(III)  3,727単位 ※1月の中で全部で12回以上		1月につき	○	注3	
A3	1411	訪問型サービス(国基準と同等) III・同一・1		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%				3727
A3	3434	訪問型サービス(国基準と同等) III・同一・2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%				3354
A3	3483	訪問型サービス(国基準と同等) III・同一・3		正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 (事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く) ×88%				3168
A3	1413	訪問型サービス(国基準と同等) IV	訪問型サービス費 (独自)(IV)  294単位 ※1月の中で全部で3回まで		1回につき	○	注4	
A3	1415	訪問型サービス(国基準と同等) IV・同一・1		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%				294
A3	3435	訪問型サービス(国基準と同等) IV・同一・2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%				265
A3	3484	訪問型サービス(国基準と同等) IV・同一・3		正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 (事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く) ×88%				250
A3	1417	訪問型サービス(国基準と同等) V	訪問型サービス費 (独自)(V)  294単位 ※1月の中で全部で7回まで		1回につき	○	注5	
A3	1557	訪問型サービス(国基準と同等) V 8回目調整用単位		複数事業所利用等の場合、8回目はこの請求コードで請求する。				259
A3	1419	訪問型サービス(国基準と同等) V・同一・1		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%				294
A3	3436	訪問型サービス(国基準と同等) V・同一・2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%				265
A3	3485	訪問型サービス(国基準と同等) V・同一・3		正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 (事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く) ×88%				250
A3	1421	訪問型サービス(国基準と同等) VI		訪問型サービス費 (独自)(VI)  311単位 ※1月の中で全部で11回まで				
A3	1594	訪問型サービス(国基準と同等) VI 12回目調整用単位	複数事業所利用等の場合、12回目はこの請求コードで請求する。		259			
A3	1423	訪問型サービス(国基準と同等) VI・同一・1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		311			
A3	3437	訪問型サービス(国基準と同等) VI・同一・2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%		306			
A3	3486	訪問型サービス(国基準と同等) VI・同一・3	正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 (事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く) ×88%		280			
A3	3486	訪問型サービス(国基準と同等) VI・同一・3	正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 (事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く) ×88%		264			

A3	1425	訪問型サービス(国基準と同等)初回加算	初回加算	200単位加算	200	1月につき	○		
A3	1558	訪問型サービス(国基準と同等)生活機能向上加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	100単位加算	100	1月につき	○		
A3	1426	訪問型サービス(国基準と同等)生活機能向上加算Ⅱ		200単位加算	200		○		
A3	3438	訪問型サービス(国基準と同等)口腔連携強化加算	口腔連携強化加算	50単位加算	50		○		
A3	3546	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算Ⅰ	介護職員等処遇改善加算Ⅰ		398		×		注8
A3	3547	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算Ⅰ			686	×			
A3	3548	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算Ⅰ			1023	×			
A3	3549	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算Ⅱ	介護職員等処遇改善加算Ⅱ		364	×			
A3	3550	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算Ⅱ			627	×			
A3	3551	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算Ⅱ			936	×			
A3	3552	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算Ⅲ	介護職員等処遇改善加算Ⅲ		296	×			
A3	3553	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算Ⅲ			509	×			
A3	3554	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算Ⅲ			760	×			
A3	3555	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算Ⅳ	介護職員等処遇改善加算Ⅳ		236	×			
A3	3556	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算Ⅳ			406	×			
A3	3557	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算Ⅳ			606	×			
A3	3523	訪問型サービス(国基準と同等)減算・1	各報酬の請求時において100分の1減算を行う場合		-1	1回につき	○	注9	
A3	3524	訪問型サービス(国基準と同等)減算・2			-2	○			
A3	3525	訪問型サービス(国基準と同等)減算・3			-3	○			
A3	3526	訪問型サービス(国基準と同等)減算・4			-4	○			
A3	3527	訪問型サービス(国基準と同等)減算・5			-5	○			
A3	3528	訪問型サービス(国基準と同等)減算・6			-6	○			
A3	3529	訪問型サービス(国基準と同等)減算・7			-7	○			
A3	3530	訪問型サービス(国基準と同等)減算・8			-8	○			
A3	3531	訪問型サービス(国基準と同等)減算・9			-9	○			
A3	3532	訪問型サービス(国基準と同等)減算・10			-10	○			
A3	3533	訪問型サービス(国基準と同等)減算・12			-12	○			
A3	3534	訪問型サービス(国基準と同等)減算・23			-23	○			
A3	3535	訪問型サービス(国基準と同等)減算・37			-37	○			

留意事項

- 注1 週1回程度の利用を想定する者で、提供回数が4回／月以上の場合に使用。
- 注2 週2回程度の利用を想定する者で、提供回数が8回／月以上の場合に使用。
- 注3 週2回を超える利用を想定する者で、提供回数が12回／月以上の場合に使用。
- 注4 週1回程度の利用を想定する者は、この単価×回数で請求。ただし、提供回数が4回／月以上の場合は、訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ(1月あたりの単価)を使用。  
※複数事業所利用等の場合、このコードで4回分までの利用回数を請求をする。
- 注5 週2回程度の利用を想定する者は、この単価×回数で請求。ただし、提供回数が8回／月以上の場合は、訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ(1月あたりの単価)を使用。  
※複数事業所利用等の場合、8回目の請求コードは、「訪問型サービス(国基準と同等)Ⅴ8回目調整用単位」で請求する。
- 注6 週2回を超える利用を想定する者は、この単価×回数で請求。ただし、提供回数が12回／月以上の場合は、訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ(1月あたりの単価)を使用。  
※複数事業所利用等の場合、12回目の請求コードは、「訪問型サービス(国基準と同等)Ⅵ12回目調整用単位」で請求する。
- 注7 特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算、中山間地域等提供加算について算定が必要な場合は、予めお問い合わせください。
- 注8 週1回程度利用の場合、訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算1～4を使用。  
週2回程度利用の場合、訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算1～4を使用。  
週2回を超える利用の場合、訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算1～4を使用。
- 注9 高齢者虐待防止措置未実施減算等が必要な場合、該当の減算コードを選択の上でご使用ください。  
なお、減算コード利用時における介護職員等処遇改善加算の取り扱いについては下記のとおりです。  
令和6年6月サービス分以降について、他の加算と同様に減算が不要となります。  
令和6年4月及び5月サービス分について、「サービスコード表(令和6年4月サービス提供分から)」における留意事項をご確認の上、ご対応ください。